

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和四年十二月二十八日

神奈川県選挙管理委員会  
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出  
をした者の氏名

取消年月日

梅澤 愛里

梅沢ありさ後援会

四、一〇、二七

友田 宗也

友田そうやと藤沢の未来を創る会

四、一一、七

山田 益男

山田益男と政策を語る会

四、一〇、三〇